

長野県障がい者プラン 2018 の令和 5 年度実施状況について

障がい者支援課

本プランは、障害者基本法の規定に基づき、基本理念と基本的視点を基盤とし、具体的な施策を分野別に体系化し策定したものです。計画期間中に重点的に取り組むべき施策については、「重点施策」として掲げています。

【計画期間 平成 30 年度～令和 5 年度（6 年間）】

※このうち障害福祉計画・障害児福祉計画は障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、3年ごとに策定。（H30～R2：第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画、R3～R5：第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

プランが目指すもの

基本理念

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

基本的視点

- 1 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進
- 2 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援
- 3 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

具体的な施策

分野別施策
(5つの
施策項目)

※数値目標 63
項目を設定

重点

重点施策
(4項目)

- 1 障がいへの理解と権利擁護の推進
- 2 地域生活の充実
- 3 社会参加の促進
- 4 多様な障がいに対する支援の充実

障害福祉計画・障害児福祉計画

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

- 成果目標（地域生活への移行、就労支援、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等、障がい児支援の提供体制、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築）を設定
- 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込み量及び目標達成のための方策を記載

令和 5 年度における重点施策の実施状況は、次ページ以下のとおりです。

重点施策 1 障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がいの権利を擁護する取組を推進します。

1 啓発・広報の実践

平成30年7月から、市町村障がい福祉窓口、県現地機関、県庁障がい者支援課にてヘルプマークの配付を開始。令和5年度末時点で30,045個を配付した。

2 障がいに対する理解を深める研修会の実践

- ① 障がいへの理解を深め、地域の誰もが障がい者と共に生きるサポーターになってもらう取組「信州あいサポート運動」を実施した。
- ② ろう者が企業や団体等へ出向き、手話の学習やろう者への理解の積極的な動機付けを図るとともに手話やろう者に対する理解促進を行う、手話講座を開催した。(令和5年度：県内各地で46回開催。参加者1,163名。)

3 障がいのある人とない人の交流機会の拡大

- ① 地元の文化活動団体、ボランティアの協力を得て、子どもから高齢者まで広く親しめる行事を季節に合わせて開催した。
また、日本財団パラスポーツサポートセンターと協働で「パラウェーブNAGANO」プロジェクトを展開し、ボッチャ競技大会や体験型イベント等を実施した。
- ② 令和5年度学校経営概要のまとめによると、小学校の61.5%、中学校の74.3%が福祉施設等の訪問活動に取り組んでいる。

4 障がいを理由とする差別解消の推進

- ① 全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現のため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例(障がい者共生条例)」を令和4年3月24日付け制定した。(令和4年4月1日付け一部施行、同年10月1日付け完全施行。)
- ② 県政出前講座を実施して制度の周知・啓発を図った。(R5：29回実施)
- ③ 県障がい者支援課に配置している共生社会づくり推進員が、障がい当事者や事業者からの個別相談に対応した。(令和5年：延べ206件)

5 障がい者虐待防止対策の推進

障がい者虐待防止の取組と発生時の適切な対応のため、市町村虐待防止センターの職員を対象とした研修(令和5年度市町村職員対象研修:27名)及び障害福祉施設の管理者等を対象とした研修(令和5年度受講者:940名)をオンラインで実施した。

6 成年後見制度の利用促進

- ① 成年後見センター等が県内に17か所設置されている。
- ② 長野県社会福祉協議会が行うセミナー等に対し、委託及び補助することで成年後見制度の利用促進を行った。(成年後見制度利用促進セミナー:参加者140名、法人後見推進会議:参加者26名)

重点施策 2 地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。

1 短期入所事業所の整備促進

短期入所事業所数は、令和5年度当初から8事業所増加し177事業所（定員423人）となった。

2 サービス提供体制の整備

- ① 居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービス事業所は、令和5年度当初から15事業所増加し、延べ765事業所となった。
- ② 日中活動の場となる通所施設は、令和5年度当初から、21事業所（定員194人）増加し、766事業所（定員14,752人）となった。
- ③ 生活の場となるグループホームは、令和5年度当初から12住居（定員172人）増加し、710住居（定員3,781人）となった。
- ④ 県では社会福祉施設等整備事業補助金により、障がい者（児）施設3か所、グループホーム3か所の創設・改修等の施設整備に要する経費に対し助成を行った。

3 サービスの質の向上

独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET上での事業所情報の公表において、令和5年度末で公表対象サービスの7割超となる2,635サービスの情報が公表された。

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

圏域の自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会等が中心となって、ピアサポーターの活用や長期入院者への支援など精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての協議、研修会や事例検討会を行うなど、保健・医療・福祉の関係者が共通理解を深め、連携体制を強化する取組を行った。

5 計画相談・障がい児相談の質の向上

令和5年度末のサービス等利用計画策定率は99.8%であり、障害福祉サービス利用を希望する障がい児者に相談支援が提供できる体制を構築した。

6 相談支援専門員の養成と資質向上

相談支援従事者養成研修の質の向上とともに、地域の相談支援専門員の中核となる主任相談支援専門員養成研修（令和5年度：修了者109名）を実施した。

7 地域移行・地域定着支援の強化

- ① 地域相談支援利用増加に向け、圏域の自立支援協議会にてケースの共有や、利用促進策の検討を実施した。
- ② 障がい者支え合い活動支援事業として、精神科病院に入院中又は退院後間もな

い精神障がい者等に対し、同じ障がいや病気を経験した支援者による面接や訪問等の相談支援を実施した。(令和5年度:12回、相談支援対象者 延べ16名)

8 地域生活支援拠点等の体制の充実・強化

令和5年度末時点で10圏域12か所(74市町村)において地域生活支援拠点等が整備済となった。長野県自立支援協議会にて、地域の取組の情報共有等を行った。

重点施策3 社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

1 就労支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

関係機関との連絡会議の開催や自立支援協議会等を通じた情報共有の場を設け、就労支援ネットワークの連携強化を図った。今後も障害者就業・生活支援センターを中心に、企業等で行う職場実習の場を拡大し、一般就労を促進する。(障害者就業・生活支援センターからの就職者数:令和5年度392名)

(2) 一般企業への就労拡大

- ① 長野労働局長と知事の連名で、法定雇用率未達成企業に対する勸奨状を發出し、障がい者雇用の啓発を行った。(勸奨状発出件数:令和5年度653件)
- ② 就職に困難を抱える方の就労を総合的にサポートするため、「地域就労支援センター」を設置し、障がいのある人の相談に応じるとともに、希望に応じた求人開拓等を実施した。
- ③ 障害者就業・生活支援センターが企業訪問等により個別支援を行うほか、障がい者短期トレーニング(職場実習)の実施を通じて障がい者と企業双方におけるマッチング精度の向上と、職場定着しやすい環境の整備を促進した。(障がい者短期トレーニング促進事業による職場実習件数:令和5年度436件)

(3) 工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携の推進

- ① 特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会による共同受注(庁舎の清掃業務委託等)により、事業所間の連携・協力体制づくりを支援した。
- ② 県内4か所に地域連携促進コーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所の状況に応じた工賃アップのアドバイス及び企業や他事業所との連携による取組を促進した。

(4) 農福連携・^{りんぷく}林福連携による障がい者就労の推進

健康福祉部、産業労働部、農政部の3部連携による「障がい者の農業就労チャレンジ事業」を実施し、障がい者就労施設の施設外就労を促進した。(令和5年度:農業者からの依頼により行う農業活動への支援73件、参加施設54所)

2 情報コミュニケーション支援の充実

(1) 障がい特性に応じた情報の提供

手話通訳者、要約筆記者の養成事業を行い、手話通訳者は166名、要約筆記者は112名が登録されている。引き続き、目標達成に向けて養成事業を行っていく。

(2) 意思疎通支援者の養成

手話通訳者の養成研修を実施し、手話通訳者養成研修は27名（Ⅰ課程13名、Ⅱ課程8名、Ⅲ課程6名）が修了した。

(3) 点訳・朗読奉仕者の養成

点訳、朗読奉仕員の養成研修（点訳37回（延べ参加人数148人）、朗読49回（延べ参加人数453人））を実施した。

(4) 失語症者向け意思疎通支援の推進

失語症者向け意思疎通者の養成研修等を実施し、13名の支援者を養成した。

(5) 情報提供体制の整備

高齢者や障がい者も健常者と同じように情報を取得できるように、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページへの見直しを図った。

3 スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

(1) スポーツに親しむ機会の確保と地域における障がい者のスポーツの定着

① 長野車いすマラソン大会を開催した（出走42人）。

また、4年ぶりに県障がい者スポーツ大会を会場や日程を分散して開催した（575名参加）。

② 令和5年度の初級指導員養成研修を55名が受講し、障がい者スポーツ指導員の拡充が図られた。

(2) 文化芸術活動の振興

令和5年9月の長野県障がい者文化芸術祭は、806人が来場し、同芸術祭の巡回展示（計5回実施）には1,039人が来場した。また、文化教室や交流イベント等を開催し、文化芸術活動に親しむ機会を提供した。

「ザワメキアート展2023 Roots of Arts」には、1,105人が来場（WEB展覧回数：4,188回）し、障がい者の創作した芸術作品を鑑賞した。

重点施策4 多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

1 医療的ケア児に対する支援体制の整備

- ① 令和4年4月1日に医療的ケア児等支援センターを障がい者支援課内に開設。医療的ケア児等支援スーパーバイザーを4名配置、県及び圏域の医療的ケア児等支援連携推進会議を開催し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう連携体制の強化を図った。
- ② 医療的ケア児等支援人材育成事業を行い、支援者を59名養成し、スキルアップ研修を延べ2,486名が受講した。

2 重症心身障がい児（者）に対する療育・生活支援

医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所（主に重症心身障がい児を受け入れる事業所）は、医療型児童発達支援センター1か所、児童発達支援事業所（センター含む）20か所、放課後等デイサービス事業所20か所となっている。また、医療的ケアに対応できる日中活動の場（主に重症心身障がい者を受け入れる事業所）は、13事業所となった。

3 難病対策の推進

難病相談支援センターにおいて患者・家族・支援者に対し、療養生活、日常生活上の看護・介護、患者会等の自主活動、就労等の相談に応じた。（令和5年度：6,595件）

4 発達障がい者への切れ目のない一貫した支援の充実

- ① 発達障がい者サポーター養成講座を実施し、発達障がいに関する基本的な知識の普及を進めた。（令和5年度受講生461名）
- ② 市町村サポートコーチを通じて情報共有ツールの普及を進めた。
- ③ 発達障がい者支援対策協議会に「連携・支援部会」、「自立・就業部会」、「普及啓発部会」、「診療体制部会」の4部会を置き、各部会での検討内容を発達障がい者支援対策協議会で報告、全体の方向性を確認、協議を行った。

5 高次脳機能障がい者への支援

- ① 障がい者や支援者への相談対応を充実させるため、高次脳機能障がい者（児）の受入れが可能な事業所等の一覧を県ホームページに掲載し、随時更新した。
- ② 相談窓口周知のためのリーフレット5,500部を、高次脳機能障がい者が受診する可能性のあるリハビリテーション科等を標榜する病院等に配布した。
- ③ 支援拠点病院に支援コーディネーターを配置し、4,788件の相談に対応した。

6 強度行動障がいへの支援

(1) 強度行動障がいに対応できる人材の育成

県の指定研修機関（一般社団法人長野県知的障がい福祉協会）により、強度行動障がい支援者研修を実施した。（令和5年度基礎研修修了者149名、実践研修修了者91名）

(2) 強度行動障がいのある人の受入先の拡充

国に対し、社会福祉施設等施設整備費において、強度行動障がいに対応した施設整備への加算の創設などを行うこと、強度行動障がいのある方に対して適切な支援を行うためには、専門的な支援のノウハウの習得や、支援体制の充実が必要であり、現在の報酬体系では必要な支援体制を確保するには不十分であるため、報酬体系の見直しを行うことを要望した。

(3) 医療的側面からの支援

強度行動障がいのある人で急性期などの緊急時等に医療的支援が必要な人に対しては、精神科病院等において医療の提供が行われている。福祉施設との役割分担や連携について検討していく必要がある。

7 特別支援教育の充実

(1) 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

① 研修会による支援力向上や実践研究により、発達障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図った。

・新たに特別支援教育コーディネーターに指名された教員等を対象に特別支援教育コーディネーターハンドブックを活用した初級研修会を開催した。(令和5年度：年2回、181人参加)

・特別支援コーディネーターとなって2年目以上の教員等を対象に、校内・校外の様々な立場の方と繋がりながら校内の特別支援教育の中核となって校内支援体制を構築する推進力を身につける中級研修会を開催した。(年4回 72人参加)

② LD等通級指導教室を増設(令和5年度：14教室増、計108教室)し、多様な教育的ニーズに応じた教育の場と教育対応を提供できる体制を構築した。

③ 高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒の支援が充実するように、令和元年度から地区ごとに「公立高等学校地区別協議会」を開催し、高校の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図っている。

(2) 特別支援学校における障がいの重度・重複化、多様化への対応

① 自立活動担当教員を13名増員し、各校に専門性サポートチームを編成した。

② 自立活動担当者会と連携し研修会や情報交換の機会を設定することにより、自立活動担当教員の専門性をさらに高め、教育の充実を図った。

③ 医師、大学教授、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、歩行訓練士等の外部専門家からの助言を生かして、重度化・多様化する児童生徒一人ひとりに専門的な指導・支援を継続的に行った。(実施回数:令和5年度140回)

④ 専門性サポートチームの機能強化を図り、個別の自立活動の質や学校全体の専門性の向上を図った。

(3) 地域における連携支援体制の充実

- ① 市町村教育委員会の就学相談担当者を対象に、就学相談体制についての情報交換を行う等の具体的な研修会を実施した。
- ② 郡市校長会に組織されている特別支援教育コーディネーター等連絡会の充実を図るために、教育・福祉・医療等の関係者が一堂に会する特別支援教育地区代表者会議を開催した（参加者 71 名）。

○重点施策の達成目標等(数値目標)

重点施策 1 障がいへの理解と権利擁護の推進

項目	数値目標の内容	単位	基準値 (平成 28 年度)	令和 5 年度		令和 5 年度
				実績 (A)	到達率 (A/B)	最終目標 (B)
あいさポーター 研修受講者数	研修受講者数	人	45,088	73,162	57.6%	127,000
成年後見制度	申立件数	件	509	477	79.5%	600

重点施策 2 地域生活の充実

項目	数値目標の内容	単位	基準値 (平成 28 年度)	令和 5 年度		令和 5 年度
				実績 (A)	到達率 (A/B)	最終目標 (B)
施設入所者の地域 生活移行者数	—	人	169 (※1)	90 (※2)	40.9%	220 (※3)
短期入所	事業所数	箇所	134	178	103.5%	172
計画相談支援 障害児相談支援	モニタリングの 実施	回/年	2.78	調査中		4
グループホーム	定員数	人	2,841	3,726	112.2%	3,321 (R2 目標値) (※4)
地域生活支援拠点等	整備数 (箇所)	圏域 (地域)	2	12	92.3%	13

※1 H26～H28 年度累計 ※2 R2～R5 年度累計 ※3 R2～R5 年度累計目標

※4 第 6 期障害福祉計画では指標としていないので、R2 の目標値

重点施策3 社会参加の促進

項目	数値目標の内容	単位	基準値 (平成28年度)	令和5年度		令和5年度
				実績 (A)	到達率 (A/B)	最終目標 (B)
法定雇用率適用企業で雇用されている障がい者数	—	人	6,075	7,662	100.8%	7,599
福祉就労月額平均工賃	対象:就労継続支援B型事業所	円	15,246	22,858 ※	108.8%	21,000
障がい者の就農取組事業所数	事業所数(累計)	箇所	109	159	113.6%	140
手話の理解(初級程度の修得)	—	%	7.4	モニターアンケート未実施	—	10
障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ	—	%	13.2	39.1	78.2%	50

※計算方法の変更による影響あり(資料4参照)

重点施策4 多様な障がいに対する支援の充実

項目	数値目標の内容	単位	基準値 (平成28年度)	令和5年度		令和5年度
				実績 (A)	到達率 (A/B)	最終目標 (B)
医療型短期入所事業所		箇所	12	19	100.0%	19
難病患者・家族への相談支援	—	件	3,337	6,595	—	現在の水準維持
発達障がい者に関する普及啓発(サポーターの養成講座受講者数)	—	人	8,160	17,672	80.3%	22,000
個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村	市町村数(累計)	市町村	38	41	53.2%	77
高次脳機能障害支援事業での相談	支援拠点における相談受付件数	件	3,231	4,788	136.8%	3,500
強度行動障がい支援者養成研修(累計)	実践研修修了者	人	367	1,138	80.3%	1,417